

令和3年10月1日 現在

デイサービスセンターはぐろの里(阿賀野市総合事業通所型サービス) 利用料金表

単位:円

要介護度	基本サービス料金	サービス体制強化加算 (1月あたり)	介護職員 処遇改善加算 (1月あたり)	介護職員等 特定処遇改善加算 (1月あたり)	合 計
要支援1	1,672	88	104	22	1,886
要支援2	3,428	176	213	44	3,861

※1 上記利用金額の他に、保険外費用として食費が1日につき690円かかります。

※2 はぐろの里と同一建物に居住する利用者については、上記基本サービス料金から
要支援1の場合376円、要支援2の場合752円を減じます。

※3 (特定)処遇改善加算は制度上、算定方法が他の加算と違い、1カ月の報酬合計から
一定の掛け率により算定しますので、表示している単価はあくまでも目安となりますのでご了承ください。

※4 上記の金額は1割負担の場合であり、2割負担の場合は上記金額の2倍、3割負担は3倍の金額となります。

加算料金等について(阿賀野市総合事業通所型サービス)

・サービス提供体制強化加算

介護従事者の専門性等に係る適切なサービス提供に対する加算です。

- ①介護福祉士が70%以上配置されている場合には
要支援1で1月につき88円、要支援2で1月につき176円の加算となります。
 - ②介護福祉士が50%以上配置されている場合には
要支援1で1月につき72円、要支援2で1月につき144円の加算となります。
 - ③介護福祉士が40%以上配置されている場合には
要支援1で1月につき24円、要支援2で1月につき48円の加算となります。
- ※ 上記の加算はいずれか一つのみとなります。

※ 上記の金額は、1割負担の場合であり、2割負担の場合は上記金額の2倍となります。

◎ 介護職員処遇改善加算

介護人材の確保とサービスの質の向上を図るために平成24年度から創設された加算で、下記のいずれかを算定します。

・介護職員処遇改善加算Ⅰ

所定単位数(基本部分+各種加算・減算)×5.9%

・介護職員処遇改善加算Ⅱ

所定単位数(基本部分+各種加算・減算)×4.3%

・介護職員処遇改善加算Ⅲ

所定単位数(基本部分+各種加算・減算)×2.3%

・介護職員処遇改善加算Ⅳ

所定単位数(基本部分+各種加算・減算)×2.3%×90%

・介護職員処遇改善加算Ⅴ

所定単位数(基本部分+各種加算・減算)×2.3%×80%

◎ 介護職員等特定処遇改善加算

介護人材の確保とサービスの質の向上を図るために令和元年10月から創設された加算で、下記のいずれかを算定します。

・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ

所定単位数(基本部分+各種加算・減算)×1.2%

・介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ

所定単位数(基本部分+各種加算・減算)×1.0%

令和3年10月1日 現在

デイサービスセンターはぐろの里(通所介護) 利用料金表

単位:円

要介護度	基本サービス料金 (7時間以上8時間未満)	サービス提供体制 強化加算 (1日あたり)	入浴介助加算 (1日あたり)	介護職員 処遇改善加算 (1日あたり)	介護職員等 特定処遇改善加算 (1日あたり)	食費 (保険外費用) (1日あたり)	合 計
要介護1	655	22	40	43	9	690	1,459
要介護2	773	22	40	50	11	690	1,586
要介護3	896	22	40	57	12	690	1,717
要介護4	1,018	22	40	64	13	690	1,847
要介護5	1,142	22	40	72	15	690	1,981

※1 はぐろの里と同一建物に居住する利用者については、上記基本サービス料金から1日あたり94円を減じます。

※2 (特定)処遇改善加算は制度上、算定方法が他の加算と違い、1カ月の報酬の合計から一定の掛け率により算定しますので、表示している単価はあくまでも目安となりますのでご了承ください。

※3 上記の金額は1割負担の場合であり、2割負担の場合は上記金額の2倍、3割負担の場合は3倍の金額となります。
(保険外費用である食費をのぞく)

加算料金等について(通所介護)

・入浴加算

入浴介助加算として入浴1回につき40円の加算があります。

・サービス提供体制強化加算

介護従事者の専門性等に係る適切なサービス提供に対する加算です。

- ①介護福祉士が70%以上配置されている場合には1日22円の加算となります。
- ②介護福祉士が50%以上配置されている場合には1日18円の加算となります。
- ③介護福祉士が40%以上配置されている場合には1日6円の加算となります。

※ 上記の加算はいずれか一つのみとなります。

※ 上記の金額は1割負担の場合であり、
2割負担の場合は上記金額の2倍、3割負担の場合は3倍の金額となります。

・介護職員処遇改善加算

介護人材の確保とサービスの質の向上を図るために平成24年度から創設された加算で、下記のいずれかを算定します。

・介護職員処遇改善加算Ⅰ

所定単位数(基本部分+各種加算・減算)×5.9%

・介護職員処遇改善加算Ⅱ

所定単位数(基本部分+各種加算・減算)×4.3%

・介護職員処遇改善加算Ⅲ

所定単位数(基本部分+各種加算・減算)×2.3%

・介護職員処遇改善加算Ⅳ

所定単位数(基本部分+各種加算・減算)×2.3%×90%

・介護職員処遇改善加算Ⅴ

所定単位数(基本部分+各種加算・減算)×2.3%×80%

・介護職員等特定処遇改善加算

介護人材の確保とサービスの質の向上を図るために令和元年10月から創設された加算で、下記のいずれかを算定します。

・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ

所定単位数(基本部分+各種加算・減算)×1.2%

・介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ

所定単位数(基本部分+各種加算・減算)×1.0%